

## 5. 第5期推進委員会の活動に関する自己評価

このような第5期推進委員会の活動自体を、推進委員の間で自己評価してみました。評価基準のルーブリックと共に示すと以下ようになります。人権のまちづくりに関する各施策のルーブリックと同様、各委員による評点の加重平均を、欄外に記載しています。

観点 評点	「励ます」評価・点検になっていたか	評価基準の意味は明確か	わかりやすい言葉づかいで書かれているか	施策の改善に活かせる評価・点検か
5	大いになっている	すべての評価基準に関して誰が見ても明確である	中学生以上が理解できる	大いに活かせる
4	多少はなっている	おおむね明確である	成人の一般市民が理解できる	多少は活かせる
3	どちらともいえない	意味がわかりにくいところが残っている	人権に関心のある市民が理解できる	どちらともいえない
2	あまりなっていない	意味がわかりにくいところがかかなりある	行政用語が用いられており、読みづらい	あまり活かさない
1	まったくなっていない(逆効果である)	意味がわかりにくいところばかりで大部分不明確である	行政用語・専門用語が用いられており読みづらいのに補足説明がない	まったく活かさない
評点加重平均	3.46	3.31	3.46	3.92

## 6. 人権のまちづくりを真に「励ます」評価・点検になるための提言

以上のような自己評価になったのは、残された課題が少なくなかったからです。それらを解決していくために、以下のことを提言します。

### (1) 十分なコミュニケーションをとるための時間と場を設けること

6つの分野すべての施策について評点を付けることを急ぐあまり、「人権のまちづくりを『励ます』評価・点検」としては不十分な点が残りました。

たとえば、第4期推進委員会では、評価・点検を行う場について、次のように答申していました。

#### (4) 個々の事業や施策の評価は作業班で行う

評価・点検を行う事業や施策ごとに、評価者、実施担当者、対象当事者の三者によって構成される作業班(ワーキンググループ)を組み、十分に話し合いながら評価基準を定めていきます。この作業班は、評価者、実施担当者、対象当事者が、それぞれ複数(2人以上)含まれ、計6名以上からなることが望ましいです。

この作業班は、人権のまちづくり推進委員会の下部に設置されるのが適当でしょう。各分野の人権について活動しているグループや団体から推薦された委員と公募の委員で構成されている現行の推進委員会の体制は、人権のまちづくり全体の方向を評価・点検するには適切でも、個々の具体的な事業や施策の検討を行うには適していません。

(『三田市人権のまちづくり推進委員会(第4期目)答申書(提言書)』平成26年3月、p.2)

しかしながら第5期推進委員会は、

- ・本委員会の下に作業班を設定すると、開催回数が非常に多くなり、また作業班と本委員会の連携調整が必要になるので、委員の負担がきわめて大きくなること

- ・委員全員で検討した方が多様な意見を得られること

などの理由から、作業班を組んで本委員会と並行して審議することはせず、委員会本体で6分野すべての施策に関する検討を行うことにしました。委員会には、施策担当者(市役所担当部署の責任者)と当事者(施策の対象となる市民)を招き、評価者(人権のまちづくり推進委員)との三者が一堂に会して検討する場はたしかに設けることができまし

た。しかし、各々の分野の検討に当てられたのは、月1回約2時間の委員会をおおむね2回ずつだけで、評価・点検にあたり三者の間で十分なコミュニケーションをとれたとはいえません。

施策担当者(市役所担当部署の責任者)にとっても、委員会の公式な場で、答弁を求められた上で担当施策を評定されるという役回りを担わされることになり、「成長を促進する」「励ます」評価・点検の機会にはならなかったと考えられます。

もちろん、高い評点をつけさえすれば「人権のまちづくり」を「励ます」評価・点検になるわけではありません。達成できていることを正当に評価し、達成できていないところはその原因や事情を理解して改善を提案する、ということが重要です。それには、評価者と被評価者の間に良好なコミュニケーションを築くことが前提になります。評価者だけが評点を付けて終わりではなく、評点とその理由を、施策の担当者や対象となる市民に見てもらい、妥当な評価になっているかについても、話し合っ確認していくことが必要です。そのために十分な時間と場を確保しなければなりません。

また、事務局である人権推進課以外の市役所部署が施策を担当している分野や、複数の部署にまたがる分野については、施策担当部署の責任者や施策対象者の市民の方の招請や調整に、事務局は多大な労力を払うことになりました。「人権のまちづくり」の施策は「人権のまちづくり推進本部」の施策として、市役所の部署を横断して実施されています。人権推進課を「人権のまちづくり推進本部」の事務局としても位置づけ、横断的な対応ができる体制が求められます。

## (2) 他の自治体と比較するための資料を揃えること

また、三田市の施策が他の自治体と比べてどう評価できるか、という点に関しても、比較するための資料を作成するのが困難で、観点として取り上げることはできませんでした。委員の間からは、阪神間の他の市に比べ、三田市は人権のまちづくりをよく推進している、という意見が複数上がっていましたが、評価の観点としては取り上げられなかったために、こうした高い評価は反映されていません。もし観点として取り上げていたら、施策担当者をもっと「励ます」評価・点検になった可能性があります。

## (3) 意味の明確な評価基準を定めること

第5期推進委員会で作成したルーブリックの評価基準には、「とても」「積極的に」「十分」「ほぼ」「多く」「ある程度」「やや」「少し」「一部」「計画的に」「最低限」など、印象に基づく主観的な評価を下さざるをえない表現が多用され、委員が評点を定める際に迷うことが少なくありませんでした。

「励ます」評価・点検の評価基準は、必ずしも数値で示せるものとは限りません。しかし、意味内容があいまいな評価基準は、評点の根拠として明確さを欠くものになってしまいます。少なくとも、一般市民が読んで意味が明確な評価基準である必要があります。

また、数値で達成度を測る評価基準の場合でも、調査等が十分に行われておらず、評点をつけることができないものがありました。ルーブリックの評点加重平均欄に「アンケート未実施により評決不可」などと記入されているものがそれです。これらに関しては、今後調査を行い、評点を算出することが求められます。

## (4) 具体的な事業を評価すること

第4期推進委員会の答申では、サンプル的に取り上げた事業の評価を行い、それを施策の評価へと積み上げていくことが提言されていました。しかし第5期推進委員会では時間的制約もあり、個々の事業の評価はせず、「三田市人権施策基本方針」における6つの分野それぞれの「今後の方向」を施策ととらえて評価・点検を行いました。そのため、事業に即した具体的な評価ではなく、抽象的な「今後の方向」に関する評価にならざるを得ませんでした。

## (5) 施策を総合的に評価する基準を設けること

さらに、「今後の方向」のそれぞれを個々の施策ととらえた上でも、それに関する各観点の評点づけしか行えず、それぞれの「今後の方向」に関する総合的な評点づけは行えませんでした。

第4期推進委員会答申にあるように、「今後の方向」に関する総合的な評点づけを行うためには、たとえば、それぞれの観点を軸とするレーダーチャート(クモの巣のように評点を面積で示す図)上に評点を記し、そのレーダーチャートを評価するための評価基準をルーブリックとして作成する必要があります。

ともすると、その施策に関する複数の観点の評点の平均を算出すれば総合評価になるかのように思われがちですが、その平均がどのような意味を持つのかは不明です。評価基準がないのに算出された評点は、評点の根拠や理由がわからない、無意味なものではありません。

#### (6) 評点づけを行うために十分な情報を揃えること

委員の間からは、評価基準の作成と評点づけを振り返って、「資料等をすべて揃え、読み込んだ上で議論しないと、基準がゆれてしまう」「全体像が見渡せる情報を得た上で議論することができなかった」という反省が聞かれました。本第5期推進委員会では、事務局である人権推進課が、他の施策担当部署と綿密に連絡調整し、ルーブリックの原案づくりや委員会への招請等に奔走しましたが、それでも同和問題以外の分野に関してはどうしても準備が及ばない点が残りました。市全体の「人権のまちづくり」を評価・点検するためには、人権推進課を市役所の単なる一部署だけでなく、「人権のまちづくり推進本部」の事務局としても機能し、当該の施策のすべてに関して常に十分な情報を把握できる、市政の柱の担い手として位置づける必要があると考えます。

#### (7) 人権施策基本方針を今日の状況に合わせて改正すること

冒頭に述べたように、本第5期推進委員会の活動は、平成15年に制定された「三田市人権施策基本方針」に基づく市長からの諮問に答えることに限定されたので、実施した『「人権のまち」実現に向けての推進状況の評価・点検』は、今から14年前に定められた「基本方針」に即したものにならざるを得ず、最新の状況を十分反映させることができませんでした。

もともと「基本方針」自体、「人権施策基本方針についても、三田市総合計画との整合性を図りながら、その見直しを行います」(同、p.21)と明言していました。「三田市人権施策基本方針」そのものを、今日の状況に即して、早急に改正する必要があります。